

地域計画の策定について

資料 2

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等の取組を加速化するために、農業者や地域の関係者が一体となり、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図を作成。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末までの地域計画策定が義務付けとなった。

「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

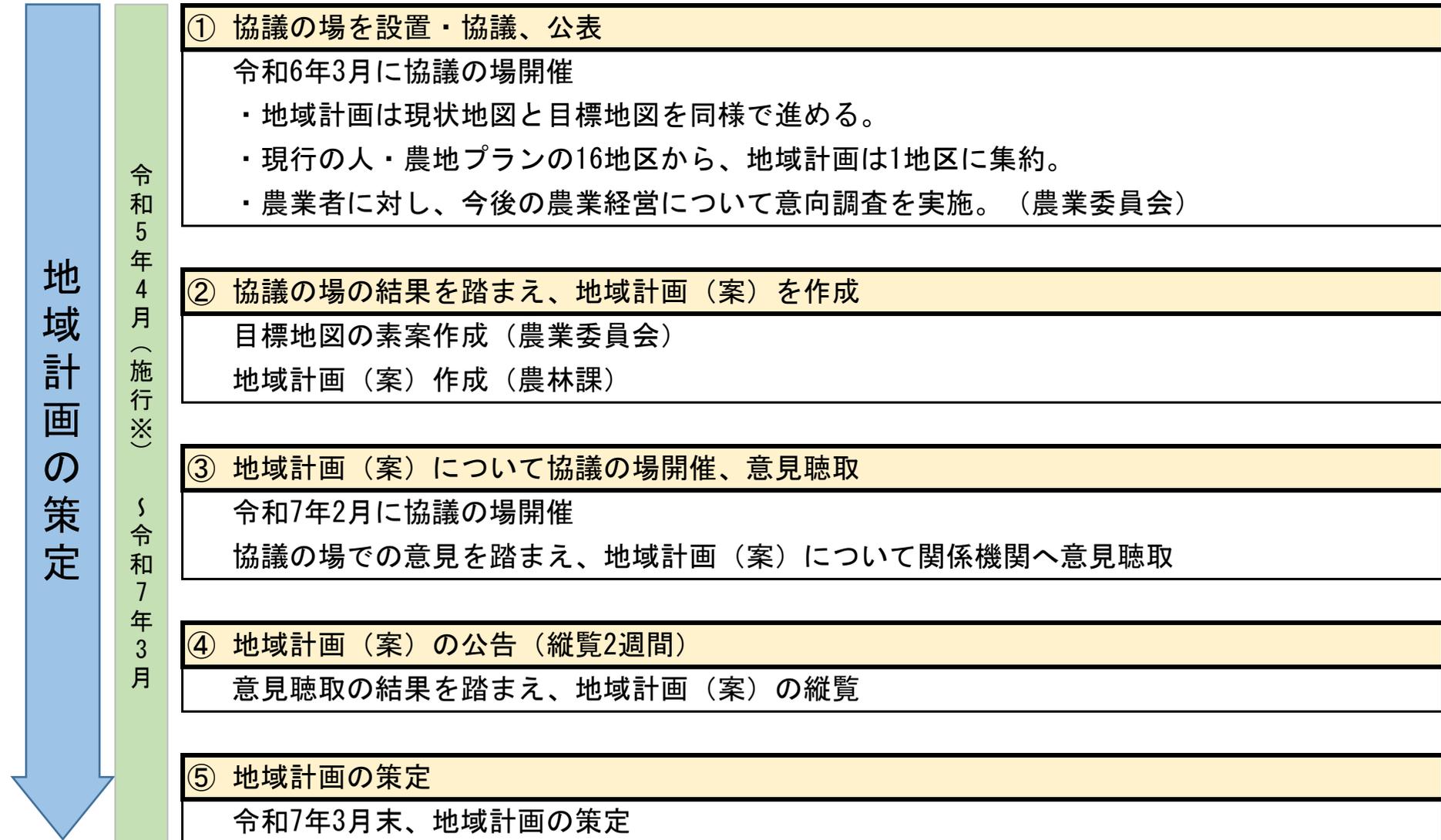
	人・農地プラン	地域計画
目的	中心経営体に農地を集積していく将来方針	地域農業の将来の在り方の計画
主人公	中心経営体（担い手（効率的安定的な経営）だけ）	農業を担う者＝担い手（効率的安定的な経営） ＋多様な経営体＋受託を受けて農作業を行う者 →皆が主人公
ゴール	中心経営体に農地を集積していく将来方針を文章化	農業を担う者ごとに利用する農地を地図（目標地図）に示す

目的 → 「人・農地プラン」は担い手に農地を集積する方針づくりなのに対し、「地域計画」は地域農業の将来の在り方の計画づくりであること。

主人公 → 「人・農地プラン」は中心経営体だが、「地域計画」は中心経営体という言葉は使われなくなり、担い手とそれ以外の農業を担う者となる。

ゴール → 「人・農地プラン」は作文であるのに対し、「地域計画」では目標地図である。

地域計画の策定、実行までの流れ



※施行～農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画が規定

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	芽室町 16373
地域名 (地域内農業集落名)	全域 (平和・北明、祥栄、毛根・芽室太、西土狩・美蔓、中央西、上芽室、渋山、美生、上美生西、上美生東、上伏古、坂の上、栄、中伏古、北伏古、中央東)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	21,848.5 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	21,848.5 h a
② 田の面積	0.0 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	21,848.5 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	710.8 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4,114.0 h a
（参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	1,601.3 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	765.7 h a
（備考）⑤は芽室地区で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・本町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、恵まれた土地条件と気象条件のもとで、主に小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類の畑作4品のほか、スイートコーン、枝豆、長いも、ごぼうなどを主要作物とする大規模畑作経営と畜産経営が行われている。
 ・近年は後継者不足や高齢化の進行による担い手の減少により、農家戸数、農業従事者数は減少傾向が続いている状況となっているが、経営規模拡大の意向がある農業者が多く、現状では遊休農地は発生しにくい状況となっている。一方で、1戸当たりの経営面積は増加傾向となっていることから、施設整備・機械導入などにより、効率的な農業経営を継続できる体制の構築が必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・現状どおり、輪作体系を維持していくとともに、個々の経営体において、より一層の低コスト化を進め、足腰の強い農業経営をめざす。
- ・共同での農業基盤の管理（明渠の清掃等）を継続して実施していく。
- ・土地利用型の農作物（麦、大豆、甜菜など）のほか、野菜類などを導入し、複合化を進める。
- ・新規作物の導入により足腰の強い農業をめざす。農畜産物の加工販売・直売所での販売を積極的に進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンク制度を活用した、担い手（認定農業者等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手、土地所有者の意向を踏まえ、集約化し、農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	94.9	%	将来の目標とする集積率
			95 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
地域の現状、担い手の意向を踏まえつつ、農地バンク制度の活用により集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
農地バンク制度を活用した、担い手（認定農業者等）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手、土地所有者の意向を踏まえ、集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
目標地図における農用地については、農地中間管理機構を活用。担い手、土地所有者の意向を踏まえ、集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組
受益者や地域の要望に応じた農地の基盤整備を継続的かつ計画的に実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
農協、普及センター、農業委員会などの関係機関と連携し、経営移譲、第三者継承など、新規就農希望者が円滑に継承できるよう対応を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農家戸数の減少を踏まえ、関係機関と連携しながら、生産性向上や省力化が促進できるようコントラクター事業や農作業委託の取り組みについて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣被害を防止するために、電気柵等の助成、狩猟免許所得費用の助成、防除講習会等を行い、農作物被害の軽減対策に取り組む。
- ②化学肥料・化学合成農薬の低減、堆肥や緑肥の施用、有機農業を推進し、環境負荷低減に取り組む。
- ③自動操舵システムの普及、可変施肥機等の活用など、スマート農業を推進し、農作業の効率化を目指す。
- ⑦老朽化した土地改良施設の改築・更新等、関係機関と連携し、継続した基盤整備を進める。多面的機能支払交付金事業により、地域の活動組織による農用地、農道の点検等の保全活動を推進する。
- ⑨堆肥センターにおいては、町内の家畜糞尿を中心に野菜残渣等を原料とし、堆肥の供給を行っているが、継続して安定した稼働ができるよう既存施設の計画的な修繕・更新に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	1～940		21,848.5 ha	0 ha		21,848.5 ha	0 ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場

目標地図（素案）

